

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

能登町「人・自然・ふれあいのまち」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、石川県鳳珠郡能登町

3. 地域再生計画の区域

石川県鳳珠郡能登町の全域

4. 地域再生計画の目標

能登町は能登半島の北東部に位置し、富山湾に面した海岸線と町域の8割を占める丘陵地からなる風光明媚な町であり、古くから漁業と農林業が栄えて来た豊かな自然を有する農山村地域である。また、観光資源として縄文時代の遺跡として全国的にも貴重な国指定史跡「真脇遺跡」、約7割の自然林からなる「柳田植物公園」、地名に由来する悲恋伝説が残る「恋路海岸」、大小の入り江からなるリアス式海岸で日本百景の一つである「九十九湾」などを有している。

現在能登町は、平成17年3月に旧能都町、旧内浦町、旧柳田村を枠組みとした町村合併を終え、生活・産業を軸に”奥能登にひと、くらしが輝くふれあいのまち”をスローガンに、全町民が地域に愛着を持ち、生き活きと輝き、人々がふれあい、支えあうまちづくりを進めている。平成19年3月には能登半島地震にも見舞われ、震災からの復興を目指し更なる観光誘客にも力を注いでいるところであり、町内外の人々にとって快適に利用できる道路ネットワークづくりが重要な課題となっている。

生活面においては、少子化の影響と町村合併による小学校の統廃合が段階的に進められ、児童が通学する際にはスクールバスや家族のマイカーによる送迎で対応しており、また、高齢化の進展によりバスなどの公共交通を利用した病院やデイサービス施設への通院が増加しているため、交通環境の快適性向上が求められていることから、高齢者や子供が安心して生活できる地域づくりを目指し、アクセス道路の改善や交通不快箇所（幅員狭隘部、視距不良部など）の解消が望まれている。

また「のと鉄道・能登線」が平成17年3月をもって廃線となったことを受けて、代替バスをはじめとして自動車の利用が増加しており、奥能登を縦断する県土幹線軸珠洲道路と各地域とを結ぶ基幹道路網の整備が重要な課題となっている。

産業面では、農業については、水稻作を基本としているが、畑作・果樹も盛んでかぼちゃをはじめとした「能登野菜」やイチゴ・ブルーベリー等の付加価値の高い果物も県内有数の産地となっており、特にブルーベリーにおいてはワインやジャムなどの加工品も人気で全国に出荷されている。一方、林業については、当地区の森林は水源かん養や山地災害防止等、公益的機能の高い森林資源と捉えられているにも関わらず、近年の過疎化・高齢化等の理由から担い手の不足による間伐作業等の適正な森林施業がなされていないことで、森林が持つ公益的機能の低下が危惧されているのが現状である。しかしながら、能登町では近年農産漁村滞在型農林漁業体験であるグリーン・ツーリズムを活発に推進しており、農林業体験も増加してきていることから、地区住民と体験者の交流による森林施業がなされつつあることから、里山地域へのアクセス道路整備が急務となっている。

以上の問題を総合的に鑑み、道整備交付金を活用し、町道及び林道を一体的に整備することで、地域の生活・産業を支える安全かつ効率的な道路ネットワーク環境の構築を図る。

これと合わせて地域住民が安全で安心して暮らせ、町外の人々との交流が深められる魅力的なまちづくりを推進することにより、能登半島地震からの復興を目指す「人・自然・ふれあいのまち」を目指す。

(目標1) 病院や学校の主要施設へのアクセス道路の交通不快箇所解消
(車両すれ違い箇所増、1箇所 → 25箇所 (7.0km))

(目標2) 林道整備による森林整備量の増加
(森林整備面積 0ha → 6.7ha)

(目標3) グリーン・ツーリズム体験者数の増による里山保全の推進
(農林業宿泊体験施設利用者数、2割増、H20 646人 → H26 775人)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

道整備交付金を活用し、基幹町道を集中的に整備し、安全で安心して通行できる道路ネットワークづくりを図るほか、林道を整備することにより、グリーンツーリズム等を活用した交流人口の拡大による農林業の振興と里山保全を図る。

また、能登町を縦断する「県土幹線軸珠洲道路」、「国道249号」、「県道宇出津町野線」等の各幹線道路の外、主要県道及び幹線町道にアクセスする各町道を整備することにより、県道、町道、農林道による効率的な道路ネットワークを構築し、町内の観光・周遊性を高める。

その他「公益信託のエンデバーファンド21」や「やすらぎ交流空間整備事業」等の地域活性化や人口交流に資する他分野に渡る事業・企画と連携し、地域づくりに取り組む。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

・町道全15路線については、昭和57年～平成17年にかけて道路法第8条第2項により町道認定済

町道2級笹川十郎原1号線	(S57. 3. 29 道路認定)
町道2級柿生1号線	(S59. 4. 1 道路認定)
町道瑞穂14号線	(S59. 4. 1 道路認定)
町道真脇姫1号線	(H17. 3. 31 道路認定)
町道1級七見鶉川1号線	(S59. 4. 1 道路認定)
町道小木16号線	(S60. 3. 15 道路認定)
町道新保1号線	(S60. 3. 15 道路認定)
町道2級松波3号線	(S60. 3. 15 道路認定)
町道1級石井鈴ヶ嶺1号線	(S57. 3. 29 道路認定)
町道本木7号線	(S59. 4. 1 道路認定)
町道斉和1号線	(S57. 3. 29 道路認定)
町道神和住中斉2号線	(S57. 3. 29 道路認定)
町道藤波矢波1号線	(S62. 4. 1 道路認定)
町道当目8号線	(H17. 3. 31 道路認定)
町道松波上1号線	(H16. 3. 19 道路認定)

・林道については、森林法第5条に係る能登地域森林計画（平成16年12月27日樹立：計画期間：平成17年～平成27年）に定められている。

林道赤畑線（平成16年12月27日 地域森林計画に掲載）

林道上河内線（ ” ” ）

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（能登町） 能登町
- ・林道（能登町） 能登町

[事業期間]

- ・町道（平成22～26年度）
- ・林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 7.01km、林道 1.71km
- ・総事業費 1,096,160千円（うち交付金 548,080千円）
 - 町道 860,000千円（うち交付金 430,000千円）
 - 林道 236,160千円（うち交付金 118,080千円）

(5-3) その他の事業

能登町では、地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の各分野にわたる事業・企画と連携し、総合的に地域づくりに取り組む。

- ・公益信託能登町エンデバーファンド21（事業主体：能登町）
住民主体の魅力的なまちづくりを推進するため、環境保全等まちづくり活動の調査企画・活動・交流会等に対して、取り組み団体等に助成する。
- ・農業経営基盤強化促進事業（事業主体：能登町）
農業者の安定的な経営育成のため、農業経営基盤強化資金を農林金融公庫から借り受けた額に対する利子助成を行う。
- ・やすらぎ交流空間整備事業（事業主体：能登町）
統廃合により廃校となった小学校を簡易宿泊施設に改修し、近隣の農家と連携して農業体験等を行い、交流人口の増大を図り、地域活性化を促す。
- ・多様なイベントの開催（事業主体：各イベント実行委員会）
町内に言い伝えられている「猿鬼伝説」で地域の活性化を図ろうと地域住民の手づくりで始まり、今では全国から多くのランナーやウォーカーが参加する「猿鬼歩こう走ろう健康大会」や、県内外から地元自慢の有名凧を持参した凧フリークたちが柳田植物公園に集い、手づくり凧のあがり具合やデザインなどを競い合う「全国凧あげ能登大会」などが毎年開催される。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査等を行い、関係機関の担当者で構成する評価検討グループを共同で組織し、目標の達成状況、事業評価、改善事項の検討等を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し